

平成 31 年度西日本支社庁舎で使用する電力

入札説明書

独立行政法人都市再生機構西日本支社の調達契約に係る入札実施の公示(平成 31 年 1 月 9 日付)に基づく入札については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

- 1 入札等実施要領
- 2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務
- 3 入札心得書
- 4 入札書及び封筒(様式)
- 5 使用印鑑届及び委任状(様式)
- 6 契約書(案)

提出書類一覧表

別記様式1「競争参加資格確認申請書」

1 入札等実施要領

1 契約担当役等の氏名及び名称

独立行政法人都市再生機構西日本支社 支社長 新居田 滝人

2 調達内容

(1) 件名及び数量

平成 31 年度西日本支社庁舎で使用する電力

予定契約電力:274kW

予定使用電力量:825,588kWh

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 契約期間

平成 31 年 4 月 1 日 0:00 から平成 32 年 3 月 31 日 24:00 まで

(4) 需要場所

大阪府大阪市城東区森之宮一丁目 6 番 85 号

独立行政法人都市再生機構西日本支社

3 入札保証金及び契約保証金

免除

4 質問書の提出及び回答

(1) 入札、仕様等に対する質問は、「質問書(任意様式)」の提出による。

イ 提出期間

平成 31 年 1 月 9 日(水)から平成 31 年 2 月 22 日(金)まで

ただし、郵送による場合は書留郵便とし、上記期間内必着とする。

また、封筒に「質問書在中」と朱書すること。

ロ 提出場所

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目 6 番 85 号

独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部経理課(来社される場合は1階総合受付までお越しください。)

(2) 質問に対する回答は「質問回答書」の閲覧をもって行う。

イ 閲覧期間

平成 31 年 2 月 27 日(水)から平成 31 年 3 月 6 日(水)まで

ロ 閲覧場所

(1)ロに同じ。

5 入札書等の提出

(1) 受領期限

平成 31 年 3 月 6 日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時まで(ただし午後 0 時から午後 1 時の間は除く)。

ただし、郵送の場合は書留郵便とし、平成 31 年 3 月 6 日(水)午後 5 時までに到着しないものは無効とする。なお、電送によるものは受け付けない。

(2) 提出場所

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目 6 番 85 号

独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部契約課

6 開札

(1) 日時

平成 31 年 3 月 7 日(木)午後 2 時 00 分

(2) 場所

大阪府大阪市城東区森之宮一丁目 6 番 85 号

独立行政法人都市再生機構西日本支社 入札室(2階)

7 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 支払条件

毎月払い

9 問い合わせ先

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目 6 番 85 号

独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部経理課

電話 06-6969-9251

2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務

1 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
(<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000h1-att/jishisaisoku280401.pdf> を参照)
- (2) 平成 29・30 年度独立行政法人都市再生機構西日本支社物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において「物品販売」の資格を有すると認定された者であること。
※ 「全省庁統一資格」は機構の競争参加資格認定とは関係ありませんのでご注意ください。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(一般競争参加資格の再認定を受けた者は除く)でないこと。
- (4) 当機構西日本支社から指名停止の通知を受けている期間中でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者もしくはこれに準ずる者でないこと。(定義については当機構ホームページ「入札・契約情報」→「標準契約書等について」→「別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」
<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000db-att/bouryokudantouteigi240117.pdf> を参照)
- (6) 電気事業法第2条の2の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けた者であること。
- (7) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入状況、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、別紙様式に記載する基準を満たすこと。
- (8) 日本国内において当機構職員が行う立会検査に応じられる者であること。

2 競争参加者に求められる義務

- (1) 競争参加者は、上記1に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び上記1(2)(6)(7)に記載する必要な証明書等(以下「証明書」)を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - ① 提出期間:平成31年1月9日(水)から平成31年1月22日(火)まで(競争確認審査基準日という。)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで(ただし午後0時から午後1時の間は除く)。
 - ② 提出場所:独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部経理課
(受付で来訪目的を申しいただき、来客証を受領のうえ入室してください。)
 - ③ 提出方法:申請書及び証明書の提出は、あらかじめ日時を電話連絡のうえ、内容を説明できる者が提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

なお、1(2)の認定を受けていない者は、競争確認審査基準日までに1(2)の認定を受けることにより、申請書及び証明書を提出することができる。

- (2) 申請書は別記様式1により作成すること。併せて平成 29・30 年度物品等に係る競争参加資格認定通知書の写しを添付すること。

なお、返信用として表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分(392 円)の切手を貼った長3号封筒を提出すること。

- (3) 1(6)(7)に掲げる資格があることを証明できる書類(1(7)については仕様書に添付している「適合証明書」)を提出すること。
- (4) 提出された証明書等は、当機構において審査するものとし、仕様書に照らし採用し得ると判断した証明書等を添付した場合のみを落札決定の対象とする。
- (5) 競争参加資格の確認は、申請書及び証明書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、平成 31 年 2 月 1 日(金)までに通知書を送付する。

3 その他

- (1) 入札に必要な提出書類等の作成に要する費用は、競争参加者の負担とする。
- (2) 契約担当者は、提出された書類を審査の実施以外に提出者に無断で使用することはない。
- (3) 当機構に一旦提出された書類は返却しない。
- (4) 当機構に一旦提出された書類の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 入札者が自己に有利な虚偽又は不正な記載をしたと判断される場合には、審査等の対象としない。
- (6) 競争参加資格の審査において資格を有すると認められた者であっても、開札の時に上記1の資格のない者は、落札対象としない。
- (7) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表については別添による。

4 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当役に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式自由)により説明を求めることができる。
- ① 提出期間:平成 31 年 2 月 4 日(月)から平成 31 年 2 月 13 日(水)まで
- ② 提出場所:2②に同じ
- ③ 提出方法:書面は持参することにより提出するものとし、郵送及び電送によるものは受け付けない。
- (2) 契約担当役は、説明を求められたときは、平成 31 年 2 月 21 日(木)までに説明を求めた者に対し、書面の送付をもって回答する。ただし、一時的に説明すべき件数が集中する等理由があるときは、回答期間を延長することがある。
- (3) 本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続(平成 7 年 12 月 14 日政府調達苦情処理推進本部決定)により、政府調達苦情検討委員会(連絡先:内閣府政府調達苦情処理対策室 電話 03-5253-2111(代表))に対して

苦情を申し立てることができる。

別添

独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人が一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

1. 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ② 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長担当職以上の職を経験した者(課長担当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

2. 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 機構との間の取引高
- ③ 売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

3. 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

4. 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

以 上

3 入札心得書

入札及び見積心得書（物品購入等）

（目的）

第1条 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が締結する平成31年度西日本支社庁舎で使用する電力の契約に関する競争入札及び見積りその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札又は見積り）

第2条 競争入札・見積（合せ）について、機構から通知を受けた者（以下「入札参加者等」という。）は、契約書案、仕様書（契約内容説明書を含む。以下同じ。）及び現場等を熟覧の上、所定の書式による入札書又は見積書により入札又は見積りをしなければならない。この場合において、仕様書及び契約書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書又は見積書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、前項の通知書に示した時刻までに入札箱に投入し、又は提出しなければならない。
- 3 入札書又は見積書は、発注者においてやむを得ないと認めるときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書又は見積書在中の旨を朱書し、中封筒に件名及び入札又は見積り日時を記載し、発注者あての親書で提出しなければならない。（送付先は、1 入札等実施要領4（1）口）
- 4 前項の入札書又は見積書は、入札又は見積り執行日の前日までに到着しないものは無効とする。
- 5 入札参加者等が代理人をして入札又は見積りをさせるときは、その委任状を提出しなければならない。
- 6 入札参加者等又は入札参加者等の代理人は、同一事項の入札又は見積りに対する他の入札参加者等の代理をすることはできない。
- 7 入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならない。入札（見積）書の提出をもって誓約したものとする。
- 8 入札参加者等の入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ当機構が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の総価を入札金額とすること。なお、入札書には内訳書を添付すること。
また、入札時においては、燃料費調整額、太陽光発電促進付加金及び再生可能エネルギー買取賦課金は加味しないものとする。
- 9 入札参加者等は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金

額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とする。

（入札の辞退）

第2条の2 入札参加者等は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

2 入札参加者等は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 入札又は見積り執行前にあっては、所定の書式による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

二 入札又は見積り執行中にあっては、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。

3 入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第2条の3 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）

第3条 入札又は見積りに当たっては、あらかじめ入札又は見積り金額の内訳書を用意し、入札書とともに提出すること。

（入札又は見積りの取りやめ等）

第4条 入札参加者等が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札又は見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札若しくは見積りに参加させず、又は入札若しくは見積りの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札書又は見積書の引換の禁止）

第5条 入札参加者等は、入札書をいったん入札箱に投入し、又は見積書を提出した後は、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札又は見積りの無効）

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札又は見積りは無効とし、以後継続する当該入札又は見積りに参加することはできない。

一 委任状を提出しない代理人が入札又は見積りをなしたとき。

二 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三 入札又は見積り金額の記載を訂正したとき。

- 四 入札書と内訳書の金額に相違があったときまたは内訳書に計算誤りがあったとき。
- 五 入札者又は見積者（代理人を含む。）の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。
- 六 再度の入札又は見積りにおいて、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札又は見積りを行ったとき。
- 七 1人で同時に2通以上の入札書又は見積書をもって入札又は見積りを行ったとき。
- 八 明らかに連合によると認められるとき。
- 九 第2条第7項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。
- 十 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき。

（開札等）

第7条 開札は、機構が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終了した後直ちに入札者の面前で、最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。

2 見積りは、見積書提出後、前項の規定を準用して行う。

（落札者の決定）

第8条 競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

2 見積りは、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の事項が機構にとって最も有利な申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

（再度の入札又は見積り）

第9条 開札又は見積りの結果、落札者がいないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札又は見積りを行うものとする。

2 前項の再度の入札又は見積りは、原則として1回を限度とする。

（同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

（入札参加者等の制限）

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札又は見積りに参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(契約書等の提出)

第12条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第13条 入札参加者等は、入札又は見積り後この心得書、仕様書、契約書案及び契約内容説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以 上

4 入札書及び封筒（様式）

入 札 書

金 _____ 円也

ただし、平成31年度西日本支社庁舎で使用する電力

入札心得書(物品購入等)及び入札説明書記載内容を承諾の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所
氏 名

印

代理人

印

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 新居田 滝人 殿

内訳書

平成31年度西日本支社庁舎で使用する電力

月 日	基本料金
平成31年4月 ～平成32年3月	@ _____ 円 × 274 k W h × (1 - 力率割引 _____) × 12 月 = _____ 円 … ①

年 月	電力量料金
平成 31 年 4 月	@ _____ 円 × 62,837 k W h = _____ 円
平成 31 年 5 月	@ _____ 円 × 65,333 k W h = _____ 円
平成 31 年 6 月	@ _____ 円 × 67,471 k W h = _____ 円
平成 31 年 7 月	@ _____ 円 × 75,552 k W h = _____ 円
平成 31 年 8 月	@ _____ 円 × 79,176 k W h = _____ 円
平成 31 年 9 月	@ _____ 円 × 64,107 k W h = _____ 円
平成 31 年 10 月	@ _____ 円 × 69,978 k W h = _____ 円
平成 31 年 11 月	@ _____ 円 × 60,778 k W h = _____ 円
平成 31 年 12 月	@ _____ 円 × 86,812 k W h = _____ 円
平成 32 年 1 月	@ _____ 円 × 64,250 k W h = _____ 円
平成 32 年 2 月	@ _____ 円 × 63,619 k W h = _____ 円
平成 32 年 3 月	@ _____ 円 × 66,675 k W h = _____ 円
合 計	_____ 円 … ②

総計 (①+②)	_____ 円
見積金額 (総計×100/108)	_____ 円

- ① 各々の単価は税込とする。
- ② 算定にあたっては、力率は100%とする。
- ③ 燃料費調整額及び太陽光発電促進付加金については加味しないものとする。
- ④ 算定した基本料金合計額、各月の電力量料金及び入札金額において、1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、1円単位（整数）とする。
- ⑤ 記載の見積金額は、総計に100/108を乗じた額とする。
- ⑥ 見積金額と入札書記載の金額に相違があったとき、内訳書に計算誤りがあったときは無効となりますのでご注意ください。

表

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 新居田 滝人 殿
(件名) 平成31年度西日本支社庁舎で
使用する電力 入札書

裏

印
所在地
会社名
氏名
印
印

委任している場合は、代理人の氏名及び印

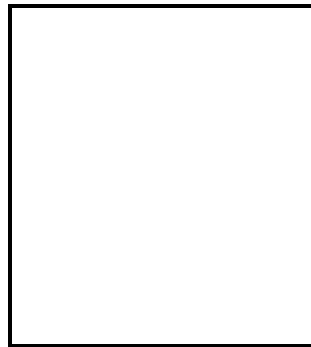
5 使用印鑑届及び委任状（様式）

独立行政法人都市再生機構西日本支社

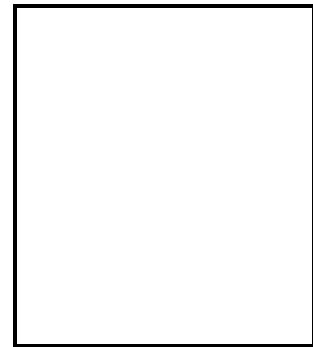
支社長 新居田 滝人 殿

使用印鑑届

使用印



実印



上記の印鑑は入札、見積りに参加し、契約の締結並びに代金請求及び受領のために使用したいので、お届けいたします。

平成 年 月 日

住 所

商号または名称

代 表 者 名

実 印

添付書類

- ・印鑑証明書（原本・1通）

委任状

私は _____ を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構西日本支社の発注する「平成31年度西日本支社庁舎で使用する電力」に関し、下記の権限を委任します。

記

1. 入札に関する一切の件

2.

代理人使用印鑑	
---------	--

平成 年 月 日

住 所
商号または名称
氏 名

印

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 新居田 滝人 殿

6 契約書 (案)

契 約 書

独立行政法人都市再生機構を発注者とし、を受注者として、平成31年度西日本支社庁舎で使用する電力の需給に関し、次のとおり契約を締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住 所 大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構 西日本支社
氏 名 支社長 新居田 滝人 印

受注者 住 所
氏 名 印

(目的)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき、発注者が西日本支社庁舎で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の制限)

第3条 受注者は、この契約の履行に当たり、第三者にその全部又は一部を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約電力等)

第4条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。なお、最大需要電力が500kW以上となる場合は、本文を適用せず、改めて発注者及び受注者が契約電力について協議するものとする。

2 発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約期間)

第5条 この契約の有効期間（以下「契約期間」という。）は、平成31年4月1日午前零時

から平成32年3月31日午後12時までとする。

(契約金額)

第6条 契約金額は次のとおりとし、基本料金単価については、力率割引又は割増しを行い、電力量料金単価については、燃料費調整を行うものとする。

一 基本料金単価 円/kW・月 (消費税及び地方消費税を含む。)

二 電力量料金単価 円/kWh (消費税及び地方消費税を含む。)

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準(託送)供給条件による。

(計量及び検査)

第7条 計量日は原則毎月1日とし、受注者は計量日に計量器によって記録された数値により使用電力量等を算定し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定)

第8条 料金の算定は1か月(前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。)ごとに、その使用電力量等により行う。

(料金の請求及び支払)

第9条 受注者は、第7条の検査終了後、第6条の規定の基づき請求書を作成(円未満の端数切り捨て)し、発注者は、受注者から適法な請求書を受領した後、受注者が指定した期日までに当該請求額を支払うこととする。

2 発注者が前項の期日までに支払が完了できるために、請求書を受領日については、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(遅延利息)

第10条 受注者は、発注者が前条に規定する支払期限を遅延して支払をしたときは、支払期限の翌日から起算して遅延日数1日につき年(365日当たり)2.7パーセントの割合で計算した遅延利息の支払を甲に請求することができるものとする。

2 前項の遅延日数には、天災その他やむを得ない、理由によるものは算入しないものとする。

(事情変更)

第11条 発注者及び受注者は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、発注者及び受注者が協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議の上書面により定めるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第12条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じた額(この契約締結後、契約単価又は予定数量の変更があった場合には、変更日以後の期間については変更後の契約単価又は予定数量。第15条の2において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- (契約の解除)
- 第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告によらないでこの契約を解除することができる。
- 一 天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。
 - 二 第2条及び第3条の規定に違反したとき。
 - 三 正当な事由により解約を申し出たとき。
 - 四 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正行為があったとき。
 - 五 前各号に定めるもののほか、受注者が本契約条項に違反し、又は、本契約の目的を達することができないと明らかに認められるとき。

六 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。（イ）

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合の違約金）

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約電力に第6条第1項第一号の基本料金単価を乗じて得た金額と当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に第6条第1項第二号の電力量料金単価を乗じて得た金額の合計金額の100分の10に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

一 前条の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（発注者の都合による解除）

第14条 発注者は、第13条各号のほか、発注者の都合により、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除するときは、少なくとも1か月前までに、書面により受注者に通知しなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が損害を被ったときは、発注者はこれを賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(再受託者等に関する契約解除)

第15条 受注者は、契約後に再受託者等（再受託者及び共同事業実施協力者並びに受注者、共同事業実施協力者又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第13条第6号に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が、再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者との契約を解除せず、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(損害賠償)

第16条 発注者は、第13条又は前条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、第13条又は前条第2項の規定によりこの契約を解除された場合において、発注者に損害を生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 前2項の他、この契約の履行に当たり、受注者が発注者又は第三者に及ぼした損害は、受注者が賠償するものとする。ただし、受注者の責めに帰さない理由による損害については、この限りではない。

(表明確約)

第17条 受注者は、第13条第6号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にまわっても該当しないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第18条 受注者は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(受注者の協力義務)

第19条 受注者は、発注者がこの契約の履行に関し、調査又は報告を求めたときは、これに協力しなければならない。

(秘密の保持)

第20条 発注者及び受注者は、業務上知り得たお互いの秘密を他に漏らしてはならない。本契約終了後においても、この責任を負うものとする。ただし、発注者及び受注者の業務運営上特に必要な場合で、発注者又は受注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(その他)

第21条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者及び受注者が協議の上定めるものとする。

(以下余白)

仕様書別添 (省略)

提出書類一覧表

事業者名称： _____

- 1 下表は、本調達の入札に際し、必要となる書類一覧です。競争参加資格申請書等提出前にこの一覧表により提出漏れがないか御確認ください。
- 2 この一覧表は、事業者の名称のみを記載し、競争参加資格申請書提出時に御提出ください。
- 3 「機構使用欄」には何も記載しないでください。

項番	書類名称 (※使用する様式)	提出部数	備考	機構使用欄
1	競争参加資格確認申請書 (別記様式1)	1部		
2	使用印鑑届 ※ (入札説明書「5 使用印鑑届及び委任状(様式)」)	1部	本届には、印鑑証明書(原本・発行日から3か月以内)を添付すること。	
3	委任状 ※ (入札説明書「5 使用印鑑届及び委任状(様式)」)	1部	入札参加者以外の者が入札書等を持参する場合及び開札に立ち会う場合にも必要。 なお、当機構西日本支社へ年間委任状を提出している場合、「代理人」から「復代理人」への委任としていること。	
4	競争参加資格認定通知書の写し	1部	有効期限内で業種区分「物品販売」の認定がされているもの。紛失等で提出できない場合は、その旨申し出ること。	
5	小売電気事業者登録が確認できる書類の写し	1部		
6	適合証明書 (仕様書 別紙様式)	1部	適合証明書の合計点数が 70 点以上と記載されたものを適合とする。 条件を満たすことを示す書類を添付すること。	

(注意事項)

- ・入札書は、競争参加資格の確認に係る通知の受領後に平成31年3月6日17時までに提出いただきますので今回は不要です。
- ・「使用印鑑届 (印鑑証明書含む)」「委任状」については、開札時まで提出ください。なお、「入札書」と同時に提出される場合には、「入札書」の封筒には同封しないでください。
- ・提出いただいた書類については、返却いたしかねますので、ご了承ください。

入札に係る提出書類について

- 1 代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、**実印の印影照合を行うため、使用印鑑届(実印を使用印とする場合も含む)及び印鑑証明書正本(原本発行日から3か月以内)**を提出してください。(一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。(最長2年間))。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、**年間委任状及び印鑑証明書正本(原本発行日から3か月以内)**を提出してください。(一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。(最長2年間))。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 3 入札参加者の本人確認を行うため、下記の書類を入札日に提出してください。
 - (1) 代表者本人が入札される場合：**名刺など本人を確認できる書類**を提出してください。
 - (2) 代理人の方が入札される場合：**委任状(年間委任状を提出した復代理人を含む)及び名刺など本人を確認できる書類**を提出してください。

名刺をお持ちでない方が入札される場合には、公的機関が発行した本人確認書類(健康保険被保険者証、自動車運転免許証、監理技術者資格者証など)で氏名等による本人確認を行い、写しを取らせていただきます。

名刺又は公的機関が発行した本人確認書類で本人確認ができない場合は、入札への参加は認められませんので、あらかじめご承知おきください。

なお、取得した名刺等は個人情報に留意し、上記目的以外には使用せず、厳重に取扱います。

以 上

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 新居田 滝人 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

連絡者氏名
所属・電話番号

平成 31 年 1 月 9 日付で公告のありました、平成 31 年度西日本支社庁舎で使用する電力の競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務等 の 1 「競争参加資格」
(2)に定める競争参加資格認定通知書の写し
- 2 2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務等 の 1 「競争参加資格」
(6)に定めることを証明する書類
(7)に定めることを証明する書類（仕様書添付の「適合証明書」）

注) なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留分料金を加えた所定の料金（392 円）の切手を貼った長 3 号封筒を申請書と併せて提出願います